神奈川県剣道連盟一般社団法人化準備委員会 設置要領

(設置)

第1条 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」にもとづく法人格を取得し、

組織力を強化するとともに、青少年の育成と生涯競技の活性化など、さらなる剣道の普及促進を達成するために神奈川県剣道連盟一般社団法人化準備委員会を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、神奈川県剣道連盟理事会に報告する。
 - (1) 定款(案)について
 - (2) 諸規程(案) について
 - (3) 残余財産について
 - (4) 当初予算(案)
 - (5) 上記に定めるもののほか必要な事項について

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
 - 2 委員は、神奈川県剣道連盟の理事、会員及び法人設立に関して優れた識見を有するもので組織する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会は、委員長1人、副委員長2人を置き、常任委員7名、委員9名の互選によりこれらを定める。
 - 2 委員長は、委員を招集し、委員会を開催することができる。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その他職務の遂行がしがたい事由がある ときは、これを代理することができる。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
 - 2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4. 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報酬等)

第6条 委員会の委員は無報酬とする。ただし、神奈川県剣道連盟の理事又は会員でない委員はこの限りでない。旅費については旅費規定にもとづき支給する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議決を経て委員長がこれを定める。

(委員の任期)

第8条 準備委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

神奈川県剣道連盟一般社団法人化準備委員会組織図 設置要領

1	委員長	小林 英雄	神奈川県剣道連盟会長
1	副委員長	野見山 延	神奈川県剣道連盟副会長≪医師≫
2	副委員長	根本 稠	神奈川県剣道連盟副監事≪弁護士≫
1	常任委員	宮崎 正裕	神奈川県剣道連盟副会長≪警察職員≫
2	常任委員	瀧本 明彦	神奈川県剣道連盟常任相談役≪事業家≫
3	常任委員	今里 学	神奈川県剣道連盟常任理事≪教員≫
4	常任委員	村井 祐介	神奈川県剣道連盟理事≪警察官≫
5	常任委員	吉野 太	風和税理士法人所長≪税理士≫
6	常任委員総務	川村 敏巨	神奈川県剣道連盟理事長
7	常任委員書記	川村 振二	神奈川県剣道連盟事務局長

1	委員	幸野 實	神奈川県剣道連盟副会長
2	委員	佐藤正二	神奈川県剣道連盟副会長
3	委員	笠村 浩二	神奈川県剣道連盟副会長
4	委員	澤部 哲矢	神奈川県剣道連盟副会長
5	委員	宮崎 史裕	神奈川県剣道連盟副理事長
6	委員	味戸悦子	神奈川県剣道連盟常任相談役
7	委員	高田耕造	神奈川県剣道連盟副事務局長
8	委員	久保正男	神奈川県剣道連盟居合道会長
9	委員	大竹俊行	神奈川県剣道連盟杖道会長
10	委 員	吉野和世	神奈川県剣道連盟理事会計

計 画 ・ 検 討 委 員 長 小 林 英 雄

副委員長 野見山延 副委員長 根本 稠

 ${\textstyle \hat{\mathbb{U}}}$

検 承 討 認

委	員	委	員	委	員	委	員	委	員	委	員	委	員
幸野	實	佐藤	正二	笠村	浩二	澤部	哲矢	宮崎	史裕	味戸	悦子	高田	耕造
委	員	委	員	委	員								
久保	E男	大竹	俊行	吉野	和世								

6月15日	幹部会・理事会	準備委員会設立の承認				
7月11日	第一回準備委員会	<内容>役員組織の確認・今後の予定				
		<参加者>委員長・副委員長2・常任委員6(欠席1)				
9月20日	理事会にて	第二回準備会の資料配布				
10月4日	第二回準備委員会	<内容>議事録の確認・定款(案)の確認				
		<参加者>準備委員会20名				